

<input type="checkbox"/> 輸入申告	長殿
<input type="checkbox"/> 輸入検査申請書	動物検疫所長殿
<input type="checkbox"/> 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書	植物防疫官殿
<input type="checkbox"/> 食品等輸入届出書	厚生労働大臣殿

【 税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通様式 】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名 [動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]		
入港(到着)年月日[税、動、植、食]		
搭載(積込)年月日[動、食]		
搭載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]		
船(取)卸港[税]、積卸港[食]		
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]		
輸入者 (荷受人)	氏名[税、動、植、食] 押印[税、食]	印
	住所[税、動、植、食]	
	電話番号[税、動、食]	
	輸入者符号(コード)[税、食]	
(荷送人)	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(提出者)	氏名[動、植、食] 押印[動、植]※	印
	住所[動、植]	
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]		
記号・番号[税、食]、商標[動]		

※ [動、植] 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

【輸入食品等】

届出受付番号	※1				
届出種別	事前・計画輸入				
生産国コード				輸入食品衛生管理者 登録番号	
製造者名又は 輸出者名、 住所・コード	※2				
製造所名又は 包装者名、 住所・コード	※3				
積込港コード			積卸港コード		
保管倉庫コード			搬入年月日	年	月 日
			届出年月日	年	月 日
事故の有無 及びある場合その概要	無・有		提出者コード		
1	貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	継続	Y・N	衛生証明書番号
品目コード					貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード
品名					
積込数量・コード					
積込重量		kg			
用途・コード					※4
包装種類・コード					※4
登録番号1					貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)
登録番号2					
登録番号3					
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード					
備 考					届出済印

<注意>

※1の欄は、記入しないで下さい。

※2については、貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名を記入して下さい。

※3については、貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名を記入して下さい。

※4の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは、規格基準が定められているものに限りに、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されているものを除きます。

## 「輸入手続統一様式」の使用方法について

「輸入手続統一様式」については輸入手続関連省庁（財務省、農林水産省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を利用者の利便性向上を目的として関連省庁間で共通化したものであり、具体的には、輸入申告書（税関）、輸入検査申請書（動物検疫）、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書（植物防疫）、食品等輸入届出書（食品衛生）が対象となります。

### I 輸入手続統一様式の構成及び使用方法

- (1) 輸入手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式と各手続独自の事項を記載する個別様式に分かれます。
- (2) 申告（申請、届出）は、共通様式と当該申告（申請、届出）手続の個別様式を二枚一組にして必要な省庁に必要な部数を提出します。
- (3) 共通様式については、提出を行う全ての省庁の申告（申請、届出）に必要な事項のみを記載します。
- (4) 共通様式の記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印します。なお、記載事項の訂正については、訂正する事項に関する省庁のみに行う。
- (5) その他、申告（申請、届出）事項の記載要領については、各省で定めている省令、通達等に従います。
- (6) 記載方法については、別紙に従って記載します。

### II 輸入手続統一様式の取扱要領

- (1) 船舶又は航空機の名称又は便名

貨物を積載してきた船舶の名称又は航空会社名と便名を記入します。

(2) 入港（到着）年月日

船舶又は航空機が貨物を積み降ろすために海空港に到着した年月日を記入します。

(3) とう載（積込）年月日

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入します（郵便物は発送年月日）。

(4) 積込港

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港、又は空港名を記入します（郵便物は発送地名）。

(5) 積卸港

貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港、又は空港名を記入します。

(6) 生産国

貨物が加工食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃの場合その生産国を、加工食品以外の食品の場合その生産地（国名又は地域名）を記入します。

(7) 輸入者名の氏名及び住所等（法人の場合は、その名称及び所在地）

① 輸入者の住所、氏名、電話番号を正確に記入してください。

輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印して下さい。

② 法人名称の下には責任者の役職及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。

なお、これにかえて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の役職名と氏名を記入してください。

- ③ 外国籍の会社で代表権を有する者の印または法人印を所有していない場合には、法人の名称の下に責任者の役職及び氏名を記入し、個人印を押印します。なお、当該責任者が外国人である場合には、署名をもってその個人印に代えて差し支えありません。
- ④ (財)日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入業者標準コード表」に輸入者コードとして掲載されているコード番号、または、税関発給コード番号を記入して下さい。掲載されていない輸入者は、「99999」と記入して下さい。

(8) 申請者（提出者）

食品等輸入届出書を検疫所窓口へ提出する方が輸入者と異なる場合、提出者の氏名（法人の場合、法人名及び担当者名）及び電話番号を記入して下さい。

(9) 保管倉庫又は、保管場所

貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又、その他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入して下さい。

(10) 記号・番号

貨物の外装に表示されている記号、番号等、例えば仕向地マーク、原産地マーク等を記入します。

なお、船舶貨物の場合は B/L 番号、航空貨物の場合は Airway Bill（混

載の場合は House B/L) 番号を併記して下さい。

また、外国郵便物の場合は、「Address Mark」と記入して下さい。

(11) 届出種別

貨物到着搬入予定日の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲んで下さい。また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲んで下さい。

(12) 生産国コード

(6)について「生産国・製造国コード」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(13) 輸入食品衛生管理者登録番号

(社) 日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入して下さい。

(14) 製造者名又は輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(A)コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(B)コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

また、貨物が「加工食品以外の食品」の場合は、輸出者名のコードを記入します。

なお、輸出者コードについては、当面の間、下記のとおり、バスケットコードを入力するようお願いします。

〇〇 Z Z J 999

国コード

(15) 製造所名又は包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

また、貨物が「加工食品以外の食品」で、かつ、包装されている場合は、包装者名のコードを記入します。

なお、包装者コードについては、当面の間、下記のとおり、バスケットコードを入力するようお願いします。

〇〇 Z Z W 999

国コード

※ (14) 及び (15) における「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・ 輸出者名、包装者名を記入して下さい。  
コードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いします。
- ・ 包装者と処理場が異なる場合は、備考欄に処理場のコードを記入するようお願いします。

(16) 積込港コード

(4)について「積込港・積卸港コード（国連 LOCODE）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(17) 積卸港コード

(5)について「積込港・積卸港コード（国連 LOCODE）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(18) 保管倉庫コード

(9)について「保管場所コード（保税地域コード）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(19) 搬入年月日

貨物を(9)の保管場所に搬入を終了した年月日を記入します。

(20) 届出年月日

食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。

(21) 事故の有無及びあるときはその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合には、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数、重量等の概要を記入します。

(22) 提出者コード

(8)について提出者が「利用者コード」を有している場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(23) 貨物の別

届け出る貨物に該当するものを○で囲んで下さい。

(24) 継続

有効期間内の試験成績がある場合は、「Y」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施日の届出番号を記入して下さい。なお、当該試験成績がない場合は、「N」を○で囲んで下さい。

(25) 品目コード

食品届出コード表に掲載された品目のコードを記入します。

(26) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。

(27) 積込数量

輸出国において積み込んだ貨物の品目単位の個数を記入し、数量単位は食品届出コード表に掲載された積込個数単位のコードを記入します。

(28) 積込重量

輸出国において積み込んだ貨物の品目単位の正味重量を kg 単位で小数点以下二桁まで記入します。

(29) 用途・コード

具体的な用途、使用目的等を記入します。

なお、食品届出コード表に記載された用途のコードも併せて記入します。

(30) 包装種類・コード

食品等に直接触れる容器包装について具体的な材質を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された包装の種類コードも併せて記入します。

(31) 登録番号1

輸入食品等事前確認制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(32) 登録番号2

品目登録制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(33) 登録番号3

(社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品等安全情報登録提供事業により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(34) 衛生証明書番号

輸出国政府機関の発行する衛生証明書が必要な食肉又は食肉製品の場合、その衛生証明書番号を記入します。

(35) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が「加工食品」であるときは原材料名を、貨物が「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」であるときはその材質を記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

(36) 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード、貨物が添加物製剤の場合その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供せられているものであって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

(37) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。